

# 今治市中心市街地再生協議会規約

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この会議は、今治市中心市街地再生協議会（以下「協議会」という。）という。

### (目的)

第2条 協議会は、官民協働により今治市の中心市街地の再生に取り組むための組織として、今治市中心市街地再生基本計画に基づき、再生に向けた検討を行い、各種事業を実施することにより、今治市中心市街地の再生と発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 中心市街地の再生に資する事業の総合調整に関すること。
- (2) 今治市中心市街地再生事業費補助事業（以下「再生補助事業」という。）及び今治市まちなか商業活性化事業費補助金（以下「商業活性化事業」という。）の審査に関すること。
- (3) その他協議会の目的達成のための必要な活動に関すること。

## 第2章 構成及び組織

### (構成団体)

第4条 協議会は、次に掲げるもの（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

- (1) 今治商工会議所
- (2) 社会福祉法人今治市社会福祉協議会
- (3) 越智今治農業協同組合
- (4) 今治商店街協同組合
- (5) 四国旅客鉄道株式会社
- (6) 瀬戸内運輸株式会社
- (7) 公益社団法人今治地方観光協会
- (8) 特定非営利活動法人今治シビックプライドセンター
- (9) 特定非営利活動法人シクロツーリズムしまなみ
- (10) 公益社団法人愛媛県建築士会今治支部
- (11) 中心市街地の再生に意欲を有する者が設立した団体で本会の目的に資すると会長が認めるもの
- (12) 今治市

2 構成団体は、自己の役職員のうち一名を協議会委員に指名する。

### (会長、副会長及び監事)

第5条 協議会委員のうちから次のとおり会長、副会長及び監事を選出する。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

- 2 会長は、協議会委員の互選により決定する。
- 3 副会長及び監事は、総会の同意を得て、会長が協議会委員のうちから選任する。
- 4 会長、副会長及び監事（以下「役員」という。）は、相互に兼ねることができない。

（役員 の職務）

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理するとともに、協議会の業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の業務及び経理を監査し、その結果を総会に報告する。

（協議会委員及び役員 の任期）

第7条 協議会委員及び役員 の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 協議会委員及び役員 は、任期終了後においても次の協議会委員及び役員 が選任されるまでの間、引き続きその職務を行うものとする。
- 3 補欠により就任した協議会委員及び役員 の任期は、前任者の残任期間とする。

（報酬）

第8条 協議会委員が協議会の総会に出席したときは、報酬を受けることができる。

- 2 協議会委員は、その職務を執行するために要した費用の弁償を受けることができる。
- 3 報酬及び費用の弁償の支給に関し、必要な事項は、別に会長が定める。

### 第3章 会 議

（総会）

第9条 総会は、協議会委員をもって組織し、定時総会と臨時総会とする。

- 2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 総会は、協議会委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 総会に出席できない委員は、自らが所属する構成員に所属する他の者を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 6 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 7 定時総会は、毎年1回開催し、協議会の組織、運営、管理その他協議会に関する事項を審議し議決する。
- 8 総会は、市民に公開することを原則とする。
- 9 臨時総会は、定時総会後に審議の必要が生じたときに随時開催する。

（補助審査会）

第10条 協議会は、市長から再生補助事業及び商業活性化事業の申請案件について意見を求められたときは、補助審査会を開き、その内容を審査する。

（まちの諸問題を解決する委員会）

第10条の2 協議会は、中心市街地の再生に資する事業を総合的に調整し、中心市街地に関わる様々な問題や課題を解決するため、それぞれの課題毎にまちの諸問題を解決する委員会を設置することができる。

## 第4章 事務局

(事務局)

第11条 協議会の庶務を処理するため、事務局を今治市別宮町一丁目4番地1『今治市』に置く。

## 第5章 会計

(事業年度)

第12条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計処理)

第13条 協議会の会計処理は、事務局が行う。

(資金)

第14条 協議会の資金は、構成員の負担金及びその他の収入をもって構成し、経費はこれらをもって支弁する。

(資金の取扱い)

第15条 協議会の会計に関し、必要な事項は、別に会長が定める。

## 第6章 雑則

(細則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この規約は、平成23年4月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月5日から施行する。